

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード
2 訪問型サービス(独自・生活支援)サービスコード表

はつらつ生活支援サービス(基準緩和型、訪問型サービスA)指定事業者用

令和8年6月1日

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A2	1121	訪問型独自サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 941単位	941	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 31単位	31	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 1,879単位	1,879	1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 62単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 2,982単位	2,982	2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス13日割	日割の場合 98単位		98	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置	(1)1週に1回程度の場合	-12	1回につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		-1
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1日につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		-1
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1日につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合		-1
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		(1)1週に1回程度の場合	-12	1日につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合		-1
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1日につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合		-1
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1日につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合		-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算				
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位 加算		200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100	1日につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		